

## 個人情報保護法に基づく非識別加工情報の利用に係る手数料に関する事務取扱

(趣旨)

第1条 この事務取扱は、公庫における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の適正な運用に資するために、情報公開法・個人情報保護法に係る開示請求等に関する取扱規則第14条に規定する手数料の納付方法及び額を定めるものである。

(手数料の納付方法)

第2条 次条各項に規定する手数料は、次の各号に掲げるいずれかの方法により納付しなければならない。

(1) 公庫が指定する次の銀行口座への振込みにより納付する方法

みずほ銀行丸之内支店 普通預金口座2041737 口座名義 政策公庫情報公開等窓口

(2) 公庫が指定する次の振替口座への振替により納付する方法

ゆうちょ銀行 振替貯金口座 00150-1-557733 口座名義 政策公庫情報公開等窓口

(手数料の額)

第3条 個人情報保護法第44条の13第2項の規定に基づき公庫が定める手数料（個人情報保護法第44条の9の規定により公庫と非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付するものに限る。）の額は、21,000円に次の各号に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 個人情報保護法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）

(2) 公庫が保有する個人情報を加工して得られる非識別加工情報（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報をいい、以下単に「非識別加工情報」という。）の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(3) 非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 個人情報保護法第44条の13第2項の規定に基づき公庫が定める手数料（個人情報保護法第44条の12第2項において準用する同法第44条の9の規定により公庫と非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付するものに限る。）の額は、次の各号に掲げる非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 個人情報保護法第44条の9の規定により当該非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 個人情報保護法第44条の9（第44条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円